

奈良県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和六年十一月二十二日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社光輝	橿原市東坊城町二二一―七	訪問看護ステーションかざぐるま	高市郡高取町大字兵庫二九九―二	令和六年十月一日
株式会社Firs st Clas s	北葛城郡広陵町馬見北一―七一 二一 中川ビル 二階B―三号	リライブ訪問看護ステーション	北葛城郡広陵町馬見北一―七一 二一 中川ビル 二階B―二号・ 三号	令和六年十月一日
株式会社あいう えお	磯城郡三宅町大字石見四八七一 三	訪問看護ステーションちよいす	磯城郡三宅町大字石見四八七一 三	令和六年十月三日
合同会社ぴーす	磯城郡田原本町大字宮森一九九 ―四	訪問看護ステーションぴーす	磯城郡田原本町大字八尾五五九 ―四 MMTハ イツB棟二〇八	令和六年十月一日